

成年後見制度利用助成金のご案内

【申立費用の助成】

この制度は、所得や資産が少ないために、申立て費用を負担することが困難な場合に、成年後見等開始の申立費用や鑑定費用等を助成するものです。**なお、後見人等が親族の場合は助成の対象とはなりません。**

【申立助成の内容】

- ① 申立費用(申立手数料・登記手数料・予納郵券代(返還分を除く))
- ② 鑑定費用(家庭裁判所で実施される鑑定に要する費用)
- ③ 成年後見用診断書作成料

【申立助成の対象者及び要件】

- 1 申請時にア、イの要件をすべて満たしている被後見人等本人
- 2 申立費用を負担した1の被後見人等本人の親族等で、申請時にイの要件を満たしている方

ア 葛飾区内に住所を有しているか又は葛飾区外であっても葛飾区長による措置等を受けていること。

イ 次のいずれかに該当すること。

- ①生活保護受給者
- ②中国残留邦人法等による支援を受けている者
- ③次の全てを満たしている者
 - ・申請日の属する年度の特別区民税又は市町村民税が非課税の世帯に属すること。
 - ・世帯の預貯金等の合計額が、100万円以下であること。
 - ・世帯員が居住する家屋その他日常に必要な資産以外に活用できる資産がないこと。

【申立助成申請期間】

後見等開始の審判の確定日から90日以内

【申立助成申請に必要な書類】

- ① 成年後見制度利用助成金申請書兼請求書
- ② 後見等開始の審判書の写し
- ③ 鑑定費用及び成年後見用診断書作成料の領収書
- ④ 家庭裁判所に提出した直近の財産目録の写し
※財産目録に記載される預貯金等の合計が50万円を超える場合は、資金収支状況報告書及び預貯金通帳の写し
- ⑤ 未使用郵券返還書類の写し(家庭裁判所から未使用郵券の返還を受けた場合)
- ⑥ 要件を満たすことを証する書類(直近の非課税証明書・生活保護受給証明書等)
- ⑦ その他(葛飾区社会福祉協議会会長が必要と認めた書類)

※申請は、助成対象者又は代理権を有する後見人等が行ってください。

【問い合わせ先】

社会福祉法人 葛飾区社会福祉協議会 葛飾区成年後見センター

電話 03-5672-2833

住所 葛飾区堀切 3-34-1 地域福祉・障害者センター3階